

## 資料 1

令和2年度 第1回  
新潟市社会福祉審議会  
高齢者福祉専門分科会  
令和2年8月28日開催

# 地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕の 策定について

## 1. 計画の概要について

- 市町村は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画、及び介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体として策定することが義務づけられており、本市では、「地域包括ケア計画〔高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画〕」をこれに位置づけています。
- 計画は市総合計画及び市地域福祉計画を上位計画とし、市障がい者計画など他の諸計画と調和を保つとともに、県高齢者保健福祉計画との整合性を図っています。
- 計画は3年を1期とし、現在の第7期計画が令和2年度末で終了となるため、令和3～5年度までの3年を計画期間とする第8期計画を策定します。
- 第8期計画においては、団塊世代が75歳以上となる2025年にとどまらず、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年を念頭に置いた取り組みを計画に反映させる必要があります。

## 2. 計画の位置づけについて

- 高齢者保健福祉計画  
「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づき、老人福祉事業の供給体制の確保とその事業量の目標その他必要な事項を定め、高齢者の生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉水準の向上を目指す計画です。
- 介護保険事業計画  
「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取り組みの内容を定める計画です。
- 本市では、第6期以降の計画を「地域包括ケア計画」として位置づけています。

## 3. 計画策定の審議・検討組織について

- 「高齢者保健福祉計画」・・・社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会
  - 「介護保険事業計画」・・・介護保険事業等運営委員会
- ※各計画の策定については、各分科会・委員会で行うとともに連携を図ります。

## 4. 高齢者保健福祉計画に関する主な事項について

前回（第7期策定時）は、介護保険事業計画の作成に併せた老人福祉計画の見直しについて国から指針が示されており、今回の見直しに当たっても今後国から基本指針が示される見込みです。（前回通知は平成30年3月13日発出）

- 前回の主な指針
  - 1 地域包括ケアシステムにおける養護老人ホーム及び軽費老人ホームの整備
  - 2 介護保険事業の対象外のサービスに係る事業量の目標設定

## 5. 高齢者保健福祉計画の見直しについて

### (1) 介護保険制度外のサービスに係る見込量・施設整備の目標設定について

社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）において、各事業に係る目標量等の設定について審議します。

#### ○ 生活支援サービス、生きがい対策等の事業量の見込み

高齢者人口の増加、要支援・要介護認定者の伸び及び従来から実施してきた各事業の利用実績などから各事業の事業量を見込みます。

具体的には、紙おむつ支給事業、あんしん連絡システム事業、住宅リフォーム助成事業等が該当します。

#### ○ 介護保険外のサービスに係る基盤整備について

目標量を定める施設は、養護老人ホーム、ケアハウス等の軽費老人ホーム、生活支援ハウス等です。

### (2) 介護保険制度のサービスに係る見込量・施設整備の目標設定について

介護保険事業等運営委員会において、介護保険サービスに係る目標量等についてご意見をいただきます。具体的には、介護保険被保険者数、要介護認定者数、介護給付対象サービス量、介護保険施設等の整備目標です。

## 6. 第8期計画において重点的に取り組むべき内容について

### (1) 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

#### ① 認知症施策の総合的な推進

認知症施策について、「認知症施策推進大綱」等を踏まえ、地域社会における認知症の人への支援体制の整備や予防の調査研究の推進等の認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と地域住民の地域社会における共生の規定を整備

#### ② 地域支援事業におけるデータ活用

地域支援事業を実施するにあたっては、PDCAサイクルに沿って、効果的・効率的に取り組が進むよう、介護関連データを活用

#### ③ 介護サービス提供体制の整備

適切な介護基盤整備を進めるため、有料老人ホームの情報の把握のための都道府県・市町村間の情報連携強化

### (2) 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

#### ○ 介護分野のデータ活用環境整備

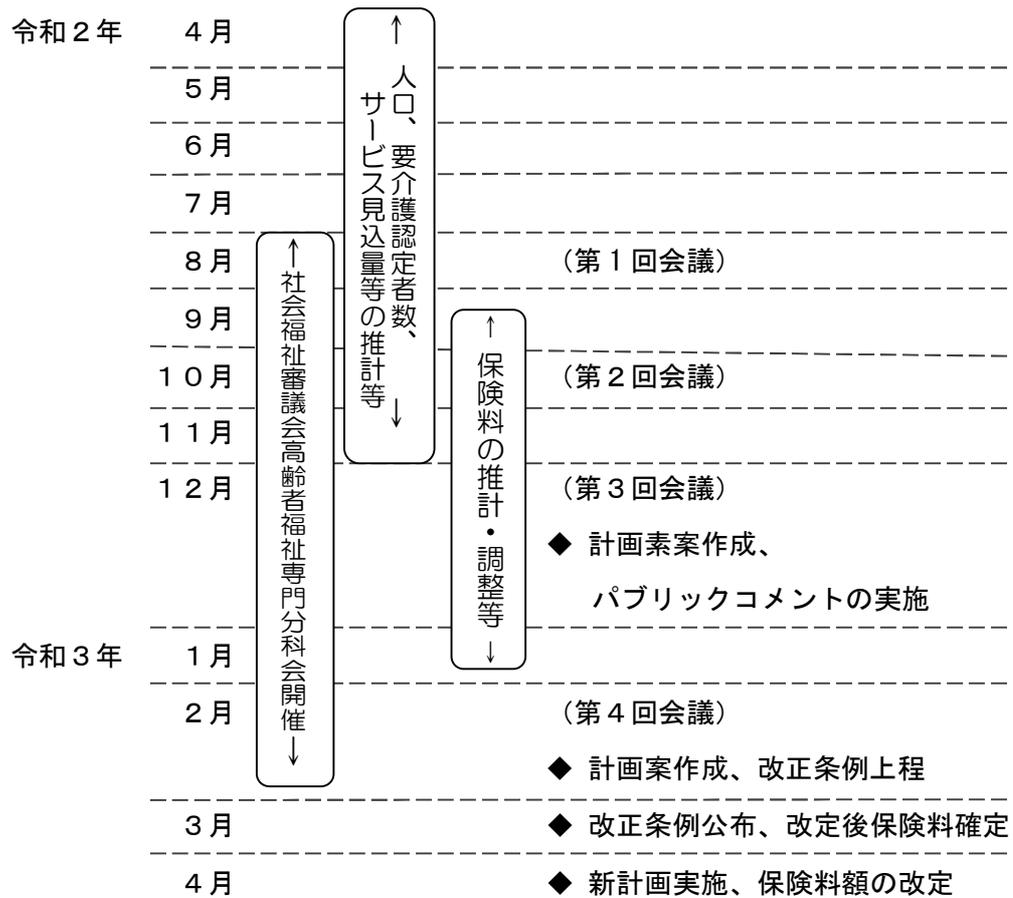
### (3) 介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化

#### ① 介護保険事業計画に基づく取り組み・事業者の負担軽減

介護人材の確保・資質の向上や、その業務の効率化・質の向上に関する事項を追加

#### ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化

## 7. 計画策定スケジュール



### ○ 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の開催予定

開催時期	検討内容（予定）
2年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画策定について</li> <li>第7期計画の現状と課題について</li> </ul>
2年10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の基本理念・体系、施策ごとの記載について</li> </ul>
2年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画素案について</li> <li>パブリックコメントの実施について</li> </ul>
3年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果について</li> <li>計画本案について</li> </ul>

※ 状況により今後変更となる場合があります。